

【参考資料】

給与所得者の給与収入から所得金額を求める計算式

給与収入額(A)	給与所得金額算出計算式
～ 1,618,999円	A - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
※ 1,628,000円 ～ 1,800,000円	A × 60% + 100,000円
※ 1,800,001円 ～ 3,600,000円	A × 70% - 80,000円
※ 3,600,001円 ～ 6,600,000円	A × 80% - 440,000円
6,600,001円 ～ 8,500,000円	A × 90% - 1,100,000円
8,500,001円 ～	A - 1,950,000円

(注) 上記※印に該当する給与収入の場合、その給与収入の千の位以上の数を4で除して整数の値が得られる時は、その給与収入額の1,000円未満を切り捨てそれを給与収入額とし、また4で除して割り切れない時は、直近下位の数で割り切れる数をもってその給与収入額とします。

計算例

令和5年分の給与収入額が 4,871,639円の場合
 $4,871 \div 4 = 1,217.75$
 $1,217 \times 4 = 4,868 \rightarrow 4,868,000$ 円 (給与所得額を求めるための「給与収入額」とします。)
 上記の「給与所得金額算出計算式」から $4,868,000 \times 80\% - 440,000 = 3,454,400$ 円…「給与所得金額」

所得金額調整控除

以下の要件に該当する方は、計算した給与所得金額から所得金額調整控除を差し引くことができます。

適用要件	控除額
給与収入が 850万円超であり、下記のいずれかに該当する ①本人が特別障害者である ②23歳未満の扶養親族がいる ③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族がいる	$(\text{給与収入額 (限度 1,000万円)} - 850\text{万円}) \times 10\%$
給与所得及び公的年金に係る雑所得の双方を有する	$\text{給与所得 (限度 10万円)} + \text{公的年金に係る雑所得 (限度 10万円)} - 10\text{万円}$

年金受給者の年金収入から所得金額を求める計算式

年齢	公的年金等の収入額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 ～ 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 (S34.1.1) 以前生まれ	～ 3,299,999円	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	A × 75% - 275,000円	A × 75% - 175,000円	A × 75% - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	A × 85% - 685,000円	A × 85% - 585,000円	A × 85% - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	A × 95% - 1,455,000円	A × 95% - 1,355,000円	A × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円 ～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円
65歳未満 (S34.1.2) 以後生まれ	～ 1,299,999円	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	A × 75% - 275,000円	A × 75% - 175,000円	A × 75% - 75,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	A × 85% - 685,000円	A × 85% - 585,000円	A × 85% - 485,000円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	A × 95% - 1,455,000円	A × 95% - 1,355,000円	A × 95% - 1,255,000円
	10,000,000円 ～	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

※ 公的年金等の収入から所得を算出した場合、雑所得という所得になります。

計算例

65歳以上で公的年金等の収入が 3,200,000円 (公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下) の場合
 上記の「雑所得金額算出計算式」から $3,200,000 - 1,100,000 = 2,100,000$ 円 …「雑所得金額」